

# 農地中間管理機構だより



発行者：農地中間管理機構(公益社団法人宮崎県農業振興公社) \*随時発行\*

## ◆第28号内容

- 1 県内での取組状況について
- 2 果樹園地の担い手への集積について
- 3 農地中間管理事業審査会(11月)について
- 4 県内での取組事例紹介(18)



## 1 県内での取組状況について

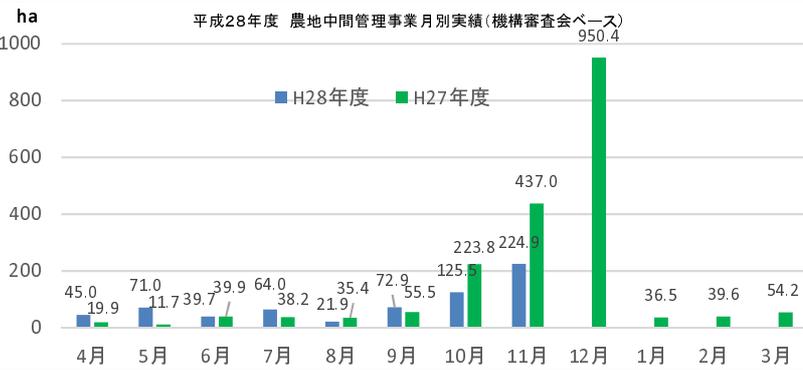
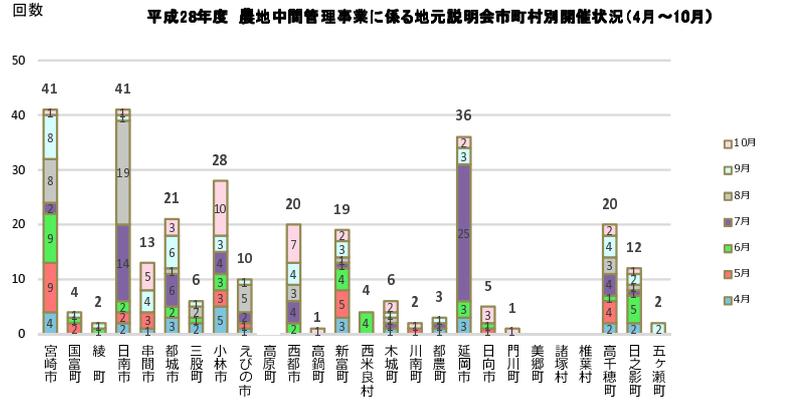
県内における農地中間管理事業の重点実施地区は、8月に見直しを行い、4月時点の19地区から239地区となっております。

この重点実施地区を中心に県内の各市町村で、関係機関・団体により昼夜及び休日を問わず、農地中間管理事業の説明会を実施しており、今年度は、10月末までに297回(農業者等の参加人数延べ5,201人)開催され事業推進が行われております。

また、今年度の上半期の実績は、昨年度を上回っていましたが、下半期は、昨年度に比べ実績の伸びが小さくなっております。

要因としては、昨年度は、機構集積協力金の年度内交付を行うため、10月から12月にかけて大きく伸びておりますが、今年度は、機構集積協力金の単価が引き下げられたことや、機構に農地を預けた後に単価が判明するため、機構集積協力金の推進が難しくなったことが考えられます。

今後、後半に向けては、①大規模経営体への事業推進、②機構以外の農地の貸借手続きを機構事業へ誘導、③受け手がない農地はリスト化し関係機関・団体間で情報を共有し受け手を探すなど、重点実施地区での推進に加え、個別案件の取組強化をお願いします。



## 2 果樹園地の担い手への集積について

全国的に土地利用型農業に比べ、果樹園地では機構を活用した取組が進んでいない状況にあり、果樹産地協議会が有する農業者の情報を活用し、市町村による人・農地プランの作成・見直しとともに、産地協議会と機構とが連携した果樹園地の集積の取組を進めていくため、農林水産省より各都道府県に対し指針が示されました。

具体的には、①機構を活用した果樹園地の担い手への集積を進めるため産地協議会への機構の参画、②果樹産地構造改善計画に位置付けられた担い手や出し手の候補者を整理するとともに実効性のある人・農地プランの作成・見直し、③出し手・受け手の掘り起しやマッチングなど機構と産地協議会が連携した果樹園地の集積の推進、④将来にわたって農地の受け手を確保するため果樹経営体の法人化の推進について、関係機関が一体となった取組を実施することとなっております。

機構におきましても、各産地協議会に参画し、果樹園地の担い手への集積に取り組んで参りたいと思います。

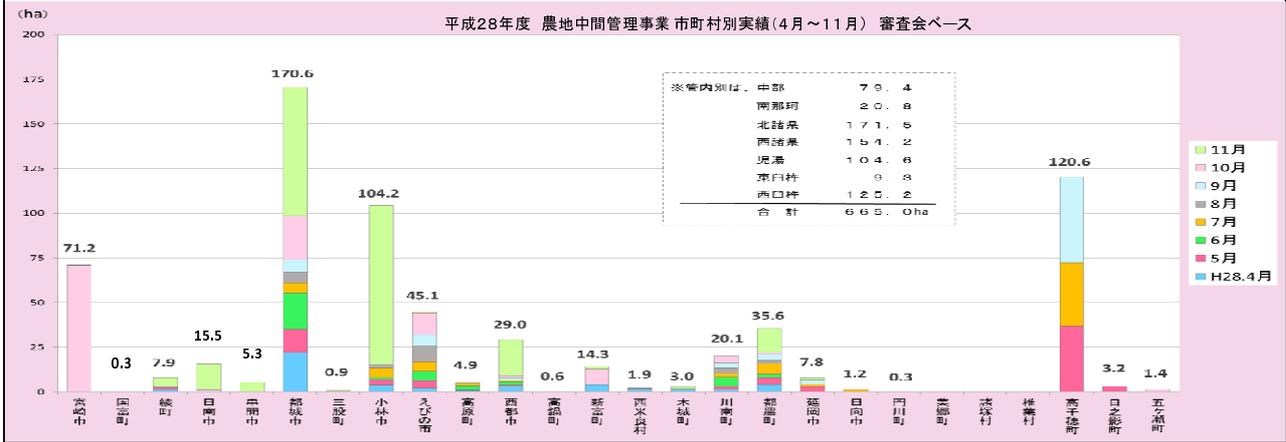
### 3 農地中間管理事業審査会（11月）について

11月21日（月）に、機構において農地中間管理事業審査会を開催しました。  
 今回の審査会では、重点実施地区17地区での権利設定、並びに個別案件としてリタイアされる農業者や隣接する農地を機構に貸し出される方などの農地を対象として審査を行いました。  
 また、今回は、17地区の重点実施地区のうち、10地区が新規地区となっております。

#### 【農地中間管理権取得等の審査地区】

- ◆重点実施地区17地区（うち新規地区10地区）  
 （宮崎市、日南市、小林市、えびの市、西都市、木城町、延岡市）
  - ・機構が借り受けて貸し付ける農地面積 123.6ha
- ◆離農する農業者及び隣接する農地を貸し付ける農業者等（206名）  
 （綾町、日南市、串間市、都城市、三股町、小林市、えびの市、西都市、新富町、都農町）
  - ・機構が借り受けて貸し付ける農地面積 101.3ha

11月審査面積 224.9ha  
 平成28年度審査累計面積 665.0ha



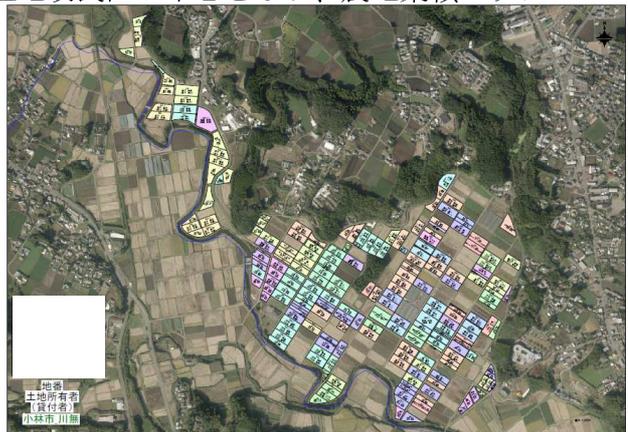
### 4 県内での取組事例紹介（18）

第18回目の取組事例紹介は、小林市の「川無地区」です。  
 川無地区は、小林市の南部に位置する水田地帯で、水稻（食用米・飼料稲）や飼料作物を中心に農業経営を行っている地域であります。

当地区は、農地の基盤整備が済んでおり、平成20年3月には三松地域営農組合が設立され、地域の中心経営体となっております。また、平成21年度からは「農地・水保全管理支払交付金事業」（現在の「多面的機能支払交付金事業」）に取り組んでいるところです。

農地中間管理事業の活用にあたっては、堤土地改良区が中心となり、農地集積エリア（57.2ha）を設定し、担い手を重点的に事業推進を行ってきました。地区内でも農業者の高齢化に伴い、農業をやめる農家が増えている中、今後の地域農業の発展及び担い手の経営安定を図るため、農地の集積・集約化は必要不可欠であるとの結論に至り、事業に取り組む事となりました。

本地域は、地縁・血縁等で地域の繋がりが強い地域であり、利用権は使用貸借が多いところですが、使用貸借を賃貸借に変えるなど、今後、集約化を進めていく中で話し合いを行うこととしております。



#### ＜農地第一課より＞

各市町村等の農地中間管理事業担当者におきましては、この時期は各地区での事業説明会の開催や権利設定に向けた書類作成、更には機構集積協力金の交付申請準備など大変な労力と時間を要しておられると思います。事業推進や権利設定の手続きなど各地域推進チーム内での連携をよろしくお願ひします。また、機構としましても、市町村へ出向いての事前確認作業や書類の更なる事務手続きの改善等に向けて取り組んで参りたいと考えております。

農地中間管理機構だよりに関するご意見・ご要望は下記までお願いします。

公益社団法人 宮崎県農業振興公社 農地第一課 電話 0985-78-0210

メール mk-kosha@tulip.ocn.ne.jp